

令和8年度 外国人技能実習機構事業計画

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第92条第1項の規定に基づき、令和8年度の事業計画を以下のとおり定める。

第1 効果的・効率的に業務を運営するためにとるべき措置

1 効果的・効率的に業務を運営するための体制の確立

機構の組織体制について、業務を効果的・効率的に実施する観点から、以下のとおり整備することとする。

- (1) 本部の総務部門は、本部における各部と緊密な連携を図りながら、これまでの業務の実績等を踏まえ、各部並びに全国13か所の地方事務所及び同支所（以下「地方事務所等」という。）の業務処理の進捗状況の確認等を通じて業務運営体制上の課題の把握に努めるほか、業務の質及び量について検討を行い、本部及び地方事務所等において、的確な人員配置等による体制の強化を図る。
- (2) 本部の各部及び地方事務所等は、引き続き、それぞれの情報の共有や柔軟な応援・支援体制をとるなど、業務上の課題に応じて組織の縦割り化を回避し、機構組織の能力を最大限発揮し、より効果的な業務運営が図られるよう努める。

2 人材の育成及び確保による安定した業務運営体制の整備

(1) プロパー職員登用制度及び無期雇用転換制度の円滑な運用

機構の安定的な業務運営に貢献でき、将来的に機構の中核を担う管理職候補者となる契約職員について、プロパー職員として登用していく。

また、通算雇用契約期間が5年を超える契約職員について、本人の希望に基づき無期雇用契約への転換を円滑に行う。

(2) 人事評価制度を通じた契約職員の業務意欲及び業務能力の向上

機構の安定した業務運営には、職員全体の約6割を占める契約職員の育成が喫緊の課題であることから、令和3年10月より導入した契約職員に対する人事評価制度の適正な運用を通じて、契約職員の業務意欲及び業務能力の更なる向上を図る。

(3) 職員研修・マニュアル整備等による業務運営能力等の充実・強化

機構に求められる業務運営能力の更なる充実・強化を図るため、日々の研鑽はもとより、研修計画を策定した上で、現下の課題にも沿った研修（座学）及びOJTを実施し、また業務遂行に資するマニュアル等を整備するなどして、担当職員の専門性を向上させるとともに、業務運営能力の向上を図る。

さらに、機構における適正な業務運営及びコンプライアンスの推進等を目的として、サービス、待遇、個人情報保護、公文書管理、リスク管理、ハラスメント防止等に係る研修を実施するほか、管理職員に対しては、マネジメント能力向上やメンタルヘルスケア等を盛り込んだ研修を実施する。

なお、新規採用者に対しては、技能実習制度の趣旨、目的、機構の果たすべき役割や各種業務などに係る研修を実施し、配置部門にかかわらず、機構に係る横断的な知識等を付与する。

3 経費節減や基盤整備等による業務の効率化

(1) 一般管理費及び業務経費の見直し

一般管理費及び業務経費については、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減を行う。

(2) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

① 一般競争入札以外による契約のうち特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

② 契約については、会計規程に基づき、適切に実施するとともに、監事及び内部監査機関による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底したチェックを受ける。

また、契約監視委員会において、調達方法の妥当性・課題についての検討を行い、より適切な調達につなげる。

(3) 情報システムの安定的な運用

情報システムの安定的な運用及びデータの正確性を確保し、円滑かつ効率的な業務の遂行を支援するとともに、出入国在留管理庁とのシステム連携も踏まえて、蓄積した情報を施策に活用する。

4 事業の費用対効果の向上

総務部門による情報集約・進捗管理を行い、事業の実施費用や実績等の状況を適宜把握した上で、事業によって得られた効果を把握・分析し、適切な進捗管理・事業実施方法の改善等につなげる。

5 技能実習制度の見直しへの対応

技能実習制度の見直しに関し、監理団体、実習実施者及び技能実習生等の関係者からの照会対応や周知広報など必要な業務について、主務省庁との連携の下に体制を整備して適切に実施する。

また、制度見直し後の業務に対応するシステムの開発を行うとともに、「デジ

タル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」を踏まえつつ、申請等の手続のオンライン化について検討を行う。

第2 質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

1 共通事項

(1) 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習法で規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に係る施策を確実に実施し、円滑な業務運営を図っていく。

このため、主務省庁が定める業務取扱要領に従い、本部の各部は個々の業務を円滑かつ公平・中立的に遂行するとともに、役員及び幹部職員は業務の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえて業務の改善を図る。

また、大規模災害の発生等により、技能実習の円滑な実施が困難となる事態が発生した場合に備え、災害時対応マニュアル等を策定するとともに、実際に災害等が発生した場合は、当該マニュアル等に基づき、監理団体等の被災状況や技能実習生の状況の確認、監理団体等からの要望について把握に努める。

さらに、確認した状況や把握した要望を主務省庁に報告するとともに、主務省庁からの指示に従って適切な業務運営を行う。

(2) 内部統制システムの整備

機構の使命を有効かつ効率的に達成するため、理事長のリーダーシップの下、「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保、リスク管理委員会で定めた機構全体の優先対応リスク（個人情報漏えい等）への評価と対応、監査室によるモニタリング等の取組を実施する。

特に、全ての職員についてそれぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの徹底を図るための職員研修、個人情報保護チェックリストを活用した自己点検を実施するほか、コンプライアンス違反となる事案が起きた場合には、直ちに事案を共有するとともに事案に即した適切な再発防止等の措置を講じ、その周知徹底を図る。

(3) 効果的な情報提供及び広報の実施

監理団体や実習実施者が制度をより適切に活用するための自主的な取組を促す必要があることから、技能実習生の安全確保等に向けた取組を含め関係情報を収集・整備し、ホームページ、パンフレット、監理団体向け情報発信サービス、SNSなど、様々なツールを活用して効果的に提供する。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、技能実習制度に係る幅広い情報について積極的に広報を行う。

(4) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

① 適正な情報管理

適正な情報管理を行うために、職員に対する情報セキュリティ規程・個人

情報保護規程の周知徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策及び情報リテラシー向上のための教育を実施する。

また、委託事業者による情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検等の履行確保を徹底、その他情報システムに係るリスクコントロールを適切に実施する。

さらに、情報漏えいを防止するための措置の徹底、機構が保有する個人情報保護に関する点検活動などの実施状況の確認のほか、システムの維持・管理を委託する事業者における防止対策を確実に実施させ、その状況を適時確認する。

② 情報漏えい等が生じた場合の対応

情報漏えい等が発生した場合は、本部総務部門に直ちに報告し、総務部門の指揮の下、各部・地方事務所等と連携を図り、事実関係の迅速な把握、被害の拡大防止、関係者への謝罪、原因究明と再発防止等の措置を早急に講ずる。

改めて情報の取扱いに関する注意喚起を全職員に対して通知するとともに、事案発生事務所等の再発防止策について、一定期間経過後、事案を起こした課室又は地方事務所内で同防止策が周知徹底されているか周知状況及び実施状況を確認する。

(5) 評議員会からの意見聴取等

業務の円滑な運営を図るため、労働者代表、事業主代表及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者によって構成される評議員会を開催し、意見の聴取等を行うとともに、それを業務の改善や充実に反映させる。

2 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

法務省、外務省及び厚生労働省が送出国の担当省庁と作成した協力覚書（MOC）に基づき、送出国政府及び在京大使館と連携し、定期協議の開催、情報共有及び不適切事案の通報等を行うことにより、技能実習制度の適正かつ円滑な運営に努める。

特に、通報後の進捗の把握（送出国政府が送出国機関の認定を取り消した場合、取消理由を含む。）を行うとともに、主務省庁と連携して失踪の原因となっている可能性のある高額な手数料等の抑制及び内訳の公表を送出国に要請する。

なお、MOCを作成していない国についても、不適切事案を把握した場合は、通報を行い、主務省庁と連携して相手国政府に対して必要な対応を要請する。

また、来日前の候補者を含む技能実習生が、制度趣旨を理解した上で実習を開始できるよう、引き続き、送出国政府に対して、技能実習制度の概要等の周知依頼を行う。

3 送出機関等における違法な契約に係る部門横断的な取組

監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生をめぐる違法な契約が指摘されていることを踏まえ、以下のとおり部門を横断した取組を行い、的確に対応していく。

(1) 審査等における確認と送出機関に対する周知、指導等

技能実習計画の認定審査時や監理団体の許可申請時等において、送出機関、監理団体、実習実施者及び技能実習生がそれぞれとの間で不適切な契約を結んでいないかについて確認するとともに、不適切な契約を結ばないよう周知を徹底する。

また、不適切な契約について情報を入手した場合には、事案の情報を入手した部門から各部門に情報を共有する。

(2) 各部門における適切な対応

上記(1)の部門間の情報共有を踏まえ、必要に応じ、指導監督部門において、監理団体等への実地検査を実施し、相談援助部門において、技能実習継続のための支援を行うとともに、国際部門においても送出国政府に当該国における送出機関に対する周知、指導等を要請する。

4 技能実習計画の認定に関する事項

技能実習計画は、一人ひとりの技能実習生が適正かつ効果的に技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）を行うとともに、技能実習生の保護を図るための基礎であることを十分認識し、以下の点を踏まえつつ認定業務を厳正に実施する。

また、本部認定部門による地方事務所等に対する指導等を実施することにより、審査能力の向上を図り、審査体制の強化を図る。

(1) 認定申請の円滑な受理

申請の際のトラブルを防止するため、実習実施者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、地方事務所等の申請窓口等で十分に事前説明を行うとともに、外部機関開催の講習会など、様々な機会を活用した周知を行う。

(2) 適正かつ効率的な審査

技能実習計画の認定に係る審査については、法令に基づく認定基準等の要件に照らして適当であるか否かについて、事実確認を厳正に行う。また、これまで蓄積された審査の事例や実地検査結果（改善勧告・改善指導内容）を踏まえた事案の的確な見極めに努め、審査の適正・効率化につなげていく。

さらに、本部においては、第1の4の趣旨も踏まえ、地方事務所等の業務の進捗状況や課題を把握した上で、必要な措置を講ずるなどにより適正・効率的な審査の実施に努める。

(3) 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導等

技能実習計画については、技能実習の目標を確実に達成することができるものとなるよう、技能実習生ごと、かつ、技能実習の区分ごとに作成し、その目標、内容等が適切なものであるかどうかについて、調査・指導する。

また、指導監督部門と認定部門が密に連携し、過去に不正行為の認定や行政処分等を受けた監理団体又は実習実施者が新たに技能実習を開始する場合、綿密な調査・指導を行う。

さらに、重大な不正が疑われる事案に係る情報を入手した場合は、本部・地方事務所等におけるそれぞれの指導監督部門と認定部門が連携し、必要な情報を共有すること等により、より一層適正な審査や指導につなげる。

5 実習実施者等からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

実習実施者が技能実習を開始した場合及び技能実習を行うことが困難になった場合に行うこととされている機構への各種届出を適切に提出するよう指導するとともに、計画認定通知書送付の際に同指導内容を記載した紙面を同封するほか、外部機関開催の講習会など、様々な機会を活用した周知を行う。

特に、技能実習実施困難時届出により技能実習生の行方不明や死亡事案を把握した場合は必要な指導監督を行うとともに、技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合、技能実習の実施が困難となった後、引き続き技能実習の継続を希望する場合は、それぞれの状況に応じて必要な確認及び援助を行う。

6 監理団体からの申請・届出等に係る審査に関する事項

監理団体からの申請・届出等に係る審査に当たっては、申請書等の記入方法、必要書類、手数料、留意すべき事項等について、ホームページ等を通じて丁寧に情報提供するほか、相談や問合せについて懇切、丁寧に対応する。

審査においては進捗管理を的確に行い、迅速かつ適正な事務処理を行うとともに、申請書類のみでは審査が困難な案件については、実地による調査、申請者・関係者との面談により、事実関係等を的確に把握して審査を実施する。

また、迅速かつ適正な審査を行うことができるよう、必要な体制整備を行うとともに、疑義がある場合には速やかに主務省庁に確認を行う。

7 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

監理団体及び実習実施者に対して、監査報告書、事業報告書、実施状況報告書等を確実に提出させる。

また、全ての監理団体に対する実地検査を年1回程度、実習実施者に対する実地検査は自主点検・集団指導も活用し、3年に1回程度の頻度で実施することを目標に、年間検査方針に基づいて指導監督を行うとともに、技能実習生からの申告等により技能実習法違反が疑われるものについても適切に対応する。

これらにより、法令違反等の改善を図り、実習計画に沿った作業の実施等、技能実習生が技能実習に専念できる環境の整備を図る。

(1) 年間検査方針の策定等

本部においては、技能実習制度を取り巻く状況について情報収集に努め、全国的な課題を把握・整理した上で、実地検査の年間検査方針を策定し、進捗管理を的確に行う。地方事務所等においては、本部から示された年間検査方針等に基づいて、計画的かつ効率的な実地検査を実施するため、年間検査計画及び月間検査計画を作成するとともに、その進捗管理を的確に行う。

(2) 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たっては、主務省庁が定める業務取扱要領にのっとり、帳簿書類の点検を行うとともに、監理団体・実習実施者の役職員だけでなく、確実に技能実習生からのヒアリング等を行い、認定計画どおりの技能実習が行われているかなど、技能実習の実施状況や技能実習生の待遇の状況等を的確に把握し適切に指導監督を行う。その際、通訳人の活用や携帯型翻訳機器の配備等により技能実習生からのヒアリング等を的確かつ円滑に実施するほか、本部指導監督部門に通訳人を配置することや担当職員の業務能力向上等を図ることを通じて指導監督の実効性を高める。

さらに、相互通報制度を的確に運用するなど地方出入国在留管理局や労働基準監督機関等の関係行政機関との間で一層緊密な連携を図り、出入国に関する法令や労働基準関係法令に違反する疑いのある事案に対する指導監督の実効性を確保する。

また、実効性が確保されているかについて、本部において、地方事務所等に対し実地検査業務に係る定期監査を実施して業務の進捗状況や課題を把握し、必要な措置を講ずる。

8 技能実習生の保護

機構は、技能実習制度の下で、主務大臣と相まって技能実習生の保護を担う主体として位置付けられていることから、主務省庁と連携し、以下の措置に取り組んでいく。

なお、取組に当たっては、技能実習生への相談・支援が十分に確保されるよう、引き続き、本部及び地方事務所等の相談援助部門の体制の充実を図るとともに、本部と地方事務所等との間及び相談援助部門と指導監督部門との間の更なる連携の強化に努める。

(1) 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

技能実習生が母国語で通報・申告又は相談することができるよう、母国語相談を実施するほか、地方事務所等においても、委嘱通訳人を配置し、積極的かつ技能実習生に寄り添った相談等の対応を行うこととする。

さらに、技能実習生への効果的な周知のため、機構ホームページ、技能実習

生手帳、リーフレット等で母国語相談の窓口を広く周知するほか、SNSを活用した情報発信にも積極的に取り組み、地方公共団体、外国人在留支援センター（F R E S C）とも連携した情報提供を実施する。

なお、申告事案及び法令違反等の疑いがある事案については、指導監督部門と情報共有を行い、的確な実地検査につなげることとする。

(2) 技能実習継続のための支援

① 実習先変更支援

技能実習を行うことが困難となった技能実習生が引き続き技能実習を行うことができるよう、実習先変更支援の実施について積極的に監理団体への助言・指導を行い、地方事務所等において、実習先変更の進捗を管理するとともに、必要がある場合には機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する等個別の実習先変更支援を実施する。本部においては、「実習先変更支援サイト」を整備し、技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を掲載するほか、母国語相談を通じて相談があった場合は丁寧に応じるとともに、地方事務所等においては、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を継続できるよう調整する。

監理団体や実習実施者が行政処分等を受けた場合は、技能実習生が引き続き技能実習を継続できるように、監理団体の変更や実習先の変更に向けて必要な助言・指導を行う。

災害等が発生した場合は、必要に応じて、技能実習生を多く抱える監理団体等に直接出向く等可能な限り積極的に監理団体、実習実施者及び技能実習生等とコミュニケーションを図り、必要に応じ実習先変更支援等を行う。

② 宿泊支援

地方事務所等において、各都道府県旅館ホテル生活衛生同業組合と平時から連携を密にし、監理団体や実習実施者が用意する宿泊施設を利用できないやむを得ない事情があると認められる場合には、必要に応じて宿泊施設を確保・提供し、技能実習生の保護及び各種の支援を行っていく。

(3) 第3号技能実習への移行希望者への支援

第3号技能実習への移行を希望する者に対し、「実習先変更支援サイト」において第3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を確認できることについて、母国語で周知・広報を図る。

(4) 技能実習生手帳の作成・配布及び技能実習生手帳アプリの活用

技能実習関連法令や通報・申告、母国語相談及び各種窓口、その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を母国語で理解できるようにした技能実習生手帳を作成し、地方出入国在留管理局を通じ、入国したときに確実に配布することとする。

あわせて、「技能実習生手帳アプリ」により最新の情報をスムーズに提供するとともに、リアルタイムの情報を随時発信するなど、技能実習生を取り巻く

環境の変化に迅速に対応する。

また、技能実習生手帳及び技能実習生手帳アプリが、技能実習生にとってより充実したものとなるよう、その内容について検討を行い、定期的に改訂等を行う。

9 技能検定等の受検のための手続の支援

監理団体等から「受検手続支援サイト」に申請のあった受検者情報について、在留期限や受検希望期間等の申請情報に不整合がないか等の確認を行い、技能実習生が適切な時期に確実に技能検定等を受検できるようにする。

また、技能検定等の試験実施機関との連携に努めるほか、監理団体等に対し、リーフレットを配布する等、早期の受検手続や試験実施に当たっての試験実施機関への協力について案内する。

10 技能実習生の日本語学習のための環境整備

技能実習生の更なる日本語能力向上の機会の提供を促進するため、引き続き、日本語教育ツールの開発・提供を行う。

また、開発した日本語教育ツールについて、ホームページに掲載するなどして実習実施者や監理団体等へ周知するほか、在外日本国大使館とも協働しつつ、送出国政府及び在京大使館に幅広く周知を行う。

11 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

技能実習生が安全に安心して技能実習ができるよう、実地検査時に実習現場における安全衛生管理状況に不備が認められた場合は確実に指導する。

また、実習実施者及び監理団体において技能実習生に特有の状況を踏まえた労働安全衛生に係る指導・啓発が適切に実施できるよう、業種・職種別の安全衛生マニュアルの多言語化を進めつつ、当該マニュアル等のツールを実地検査時に配布、ホームページに掲載するほか、安全衛生セミナーの動画をホームページに掲載する等あらゆる機会において積極的に周知を行う。

12 技能実習に関する調査及び公表

帰国した技能実習生等について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技能等の活用状況等を調査し、その結果を適切に公表する。

また、機構が行う各種業務の実施状況等を取りまとめ、その結果を適切に公表する。

さらに、実習実施者から提出された実施状況報告書及び監理団体から提出された事業報告書の内容を取りまとめて公表する。

13 地域協議会等を通じた関係機関との連携

本部においては主務省庁及び関係行政機関等と、地方事務所等においては地域協議会への出席等を通じ、各地域の地方出入国在留管理局、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と、技能実習制度の適正化に向けた密接な連携の確保及び強化を図る。

第3 外国人育成就労機構設立等に伴いとるべき措置

1 業務を運営するための体制の確立

(1) 外国人育成就労機構の設立に関して

外国人育成就労機構設立までに、定款の作成や主務省庁への大臣認可に係る申請を行い、設立後速やかに、外国人技能実習機構の法人解散登記、外国人育成就労機構の法人設立登記に係る手続のほか、規程、細則、要領の改正などの必要な対応を行う。

(2) 施行日前申請対応に関する体制整備等に関して

新たな監理支援機関の許可及び育成就労計画の認定の施行日前申請の受付開始に向けた必要な体制整備等を図るとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化する。

(3) 外国人育成就労機構の設立に伴う体制の整備に関して

監督指導機能や支援・保護機能を強化するに当たり、新たに5か所の地方出張所の設置準備を行うとともに、契約職員の採用、プロパー職員登用制度の円滑な運用に加え、新たにプロパー職員を外部から直接採用することとしており、令和9年度から社会人経験者、令和10年度から新規学卒者の採用が実施できるよう、必要となる人事制度を整備する。

(4) 育成就労制度に関する各種周知・広報に関して

育成就労制度の施行に当たって、外国人技能実習機構ホームページ、メールマガジン、SNSを活用しながら積極的な周知広報に努める。また、新たに設けるコールセンターにおいて、施行日前申請についての質疑対応を適切に行うことにより、きめ細やかな周知にも配慮する。

(5) 育成就労制度に対応する新システムの開発等に関して

育成就労制度に対応する新たなシステムについて、施行日前申請への対応も含め、新制度の施行にあわせて運用開始できるよう、計画的に構築を進める。

(6) 協力覚書（MOC）に関して

法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁が送出国の担当省庁と作成する育成就労制度に関する協力覚書（MOC）に関し、送出国政府及び在京大使館と連携し、認定送出国機関リストの受領及び公表、協議の開催、情報共有等を行うことにより、育成就労制度の適正かつ円滑な運用開始に向けた体制構築を進める。

2 施行日前申請等に関する事項

(1) 監理支援機関許可に関する施行日前申請に関して

監理支援機関の許可申請に当たっては、申請書等の記入方法、必要書類、手数料、留意すべき事項等について、ホームページ等を通じて丁寧に情報提供するほか、相談及び問合せに丁寧に対応する。

また、審査においては進捗管理を適切に行い、迅速かつ適正な事務処理を行うとともに、現在、監理団体の許可を受けている団体からの申請については、過去に地方事務所等の指導課が行った監理団体への実地検査において確認した事実関係等を的確に把握して審査を実施する。

さらに、迅速かつ適正な審査を行うことができるよう、必要な体制整備を行うとともに、疑義がある場合には速やかに主務省庁に確認を行う。

(2) 育成就労計画の認定に関する施行日前申請に関して

育成就労計画は、一人ひとりの育成就労外国人が適正かつ効果的に技能の修得を行うとともに、育成就労外国人の保護を図るための基礎であることを十分認識し、以下の点を踏まえつつ育成就労計画の認定業務を厳正に実施する。

また、本部認定部門による地方事務所等に対する指導等を実施することにより、審査能力の向上を図り、審査体制の強化を図る。

① 認定申請の円滑な受理

申請の際のトラブルを防止するため、育成就労実施者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、地方事務所等の申請窓口等で十分に事前説明を行うとともに、ホームページ、リーフレットなどのツールを活用して周知を行う。

② 適正かつ効率的な審査

育成就労計画の認定に係る審査については、法令に基づく認定基準等の要件に照らして適当であるか否かについて、事実確認を厳正に行い、審査の適正化につなげていく。

さらに、本部においては、地方事務所等の業務の進捗状況や課題を把握した上で、必要な措置を講ずるなどにより適正・効率的な審査の実施に努める。

③ 適正かつ効果的な育成就労計画が策定されるための調査・指導等

育成就労計画については、育成就労の目標を確実に達成することができるものとなるよう、育成就労外国人ごとに作成し、育成就労の目標や内容等が適切なものであるかどうかについて、調査・指導する。

また、重大な不正が疑われる事案に係る情報を入手した場合は、本部・地方事務所等におけるそれぞれの指導監督部門と認定部門が連携し、必要な情報を共有すること等により、より一層適正な審査や指導につなげる。